

令和8年第1回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和8年3月12日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榎 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
11 番	多治見	亮 一 君	12 番	二 川	靖 君
13 番	高 橋	秀 樹 君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	佐々木 康 仁 君
まちづくり推進課長	赤 間 恵 一 君
こども・健康課長	石 川 建 祐 君
高齢者支援課長	林 俊 英 君
住民・出納課長	金 澤 眞 澄 君
農 林 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	森 岡 彰 寿 君
国民健康保険病院事務長	原 田 慎 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	（加 藤 勝 廣） 君
-------------------	-------------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	角 野 慎 一 君
事 務 局 次 長	飯 野 真 有 君
総 務 担 当 主 査	遠 藤 浩 一 君

◎議事日程

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | 報 告 第 4 号 | 総務産業常任委員会所管事務調査報告について＜ P 3 ＞ |
| 日程第 2 | 報 告 第 5 号 | 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜ P 3 ＞ |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 号 | 足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例＜ P 3 ～ P 4 ＞ |
| 日程第 4 | 議案第 1 2 号 | 足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について＜ P 4 ＞ |
| 日程第 5 | 議案第 1 3 号 | 足寄町特定乳児等支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について＜ P 4 ～ P 5 ＞ |
| 日程第 6 | 一般質問 | ＜ P 5 ～ P 3 9 ＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

3月6日に開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日3月12日は、はじめに総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

次に、3月3日の本会議において文教厚生常任委員会に付託いたしました、議案第11号から議案第13号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 報告第4号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 報告第4号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題とします。

別紙のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 報告第5号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 報告第5号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題とします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 議案第11号

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 議案第11号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第 11 号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 12 号

○議長(高橋秀樹君) 日程第 4 議案第 12 号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案可決

です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第 12 号足寄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 13 号

○議長(高橋秀樹君) 日程第 5 議案第 13 号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第13号足寄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番木村明雄君。

（7番木村明雄君 登壇）

○7番（木村明雄君） それでは、議席番号7番、質問事項、福祉施設への補助金について質問をいたします。

誰しもが年齢を重ねていくと、ほかの人からの支援が必要になってくると考えます。私には子供がいると言っても、若者夫婦にはそれなりに子育て、仕事と忙しい毎日の生活があります。それらを見守る親として、子供たち、孫たちの幸せを考えない、願わない親はいないと考えます。

子供たちに迷惑をかけたくない、そのような思いを持つ高齢の方々にとって、温泉つきで、定められた年齢に達すれば誰もが入所できるケアハウスは、将来の生活における重要な選択肢に入ってくるわけであります。

しかしながら、ケアハウスは平成11年4月の開所から27年が経過し、老朽化が進んでおり、今後の施設維持、さらなる修繕が見込まれます。

また、町は軽費老人ホーム経営安定資金補助金として、令和3年度から令和6年度までそれぞれ800万円、令和7年度は1,200万円を補助し、令和8年度も同額の予算見込みとなっております。加えて、令和6年度は施設改修補助金として3,055万円がかかっており、累計補助額が8,655万円になっているわけであります。

これらの状況を踏まえ、以下の2点についてお伺いいたします。

1、今後の施設維持やさらなる修繕につ

いて、いかほど資金が必要になるのか、概算でもよろしいのでお伺いいたします。

2、今後、さらに補助金の上乗せをしなければならない可能性があると考えますが、これについて町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の福祉施設への補助金についての一般質問にお答えいたします。

1点目の、今後の施設維持やさらなる修繕に必要な資金額ですが、ケアハウスを運営する社会福祉法人あしよろ敬愛会が令和4年9月に設計事務所に依頼し、設計監理費及び改修工事費の概算額を算定しています。

主な改修項目としては、内装貼替え、塗装ほか修繕、浴室天井・換気・窓枠改修、介護浴室改修、居室トイレ改修、電話設備改修、受電設備改修、照明器具取替え、地下タンク改修、自家発電機設置、冷房設備設置となります。そのうち、介護浴室改修と一部の冷房設備設置については、令和6年度に改修済みです。

これらの改修を実施した場合の費用は、総額約3億300万円と積算されていますが、昨今の資材価格の高騰や人件費の上昇により、さらなる改修費用の増額が見込まれるため、運営法人からは改めて施設改修計画を作成し、併せて再度積算を行う予定と伺っています。

2点目の、今後さらに補助金の上乗せをしなければならない可能性ですが、ケアハウスの主な収入源は、施設入所者からの利用料と北海道からの運営費補助金が大半を占めています。

利用料の設定基準は北海道が定めていることから、独自に上乗せすることができない仕組みになっています。

ケアハウスには多くの町民が入所しており、今後も高齢化が進む中、高齢者が安心して生活できる場として必要な施設である

と認識しています。施設の運営法人には一層の経費節減と収入の確保に努めていただくようお願いするとともに、今後も物価高騰や人件費の上昇が続き、施設運営に支障をきたす場合等には、経営安定資金補助金の上乗せや施設改修に対する補助が必要と認識しており、町としても可能な支援を行っていきたいと考えています。

また、今後も国や北海道に対し、施設利用料の基準見直しや、施設改修に係る補助制度の創設について要望してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ただいま町長から説明がありました。3億300万円もかかるということで、ちょっと驚いておりますけれども、まずは3月3日全員協議会において、社会福祉協議会とケアハウス銀河の里、これらの経営状況が協議されました。協議内容について私は反対をしますが、現時点ではどちらも運営状況についてはあまりよくありません。今ならまだ小さな穴を繕うことはできるわけですが、これから先はどのようになるのか、私の取り越し苦労であればよいのですが、少し心配であります。我が町の将来、また、未来に向けての見通し、これについてはどうなのか、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 福祉施設の関係については、全員協議会を開催させていただいて、今、大変厳しい状況にあるということをお話しさせていただきました。またあわせて、医療関係についても非常に厳しいという状況であります。ただ、今後、国もやはりそういう病院ですとかそれからその福祉施設の関係では今非常に厳しい状況というのは承知しております、そういった

部分では介護報酬ですとか、病院についても医療報酬ですとか、そういった部分の見直しが今年されるというようなことなどもございまして、そういった部分で少しずつよい方向に向かっていけばいいなというふうに考えているところでありますけれども、とはいえ、今の状況を改善してどんどん黒字になっていくとかというような状況には簡単にはならないだろうと考えています。

そういった意味では、やはり将来のことを考えていくと、高齢者も増えていくというのは日本全体がそういう状況になっていくのだろーと思っておりますので、国もそのあたりのこと、介護保険の在り方とか、報酬などの見直しですとか、制度の抜本的な改革とか、そういったものなどもきっと考えなければならない時期も来るのかなと思いますけれども、そういうことが行われることによって、地域でも安心して暮らすことができる、いつまでも、一人になっても暮らすことができる、そういったことにしていかなければ、本当に都会に一極集中みたいな形になってしまっ、地域には人が住めないという状況になってくるのだろーというふうに思います。

国もそれは決して望んでいることではないと思いますし、自治体でもやはりそこは何とか地域の中できちんと住んでいくことができるようにということで考えていかなければならないと思っています。

ただ、一自治体でやれることというのはやはり限られてくるところもありますので、国とか道とか、そういったところの支援などもなければ、なかなか簡単にはできないだろうというふうに思っています。

ただ、人口減少が進んでくる中で、いずれにしても日本全体の人口自体が少なくなっているという状況の中では、地域の中でもそういうことが進んでいくというふうに考えています。足寄町においても、総合計画とか、総合戦略とか、そういった

ところでもお示しさせていただいておりますけれども、人口が減ってくるという状況になってくるというふうに思っていますので、やはり人口が減っても、そこに住んでいる人たちがいかに安心して幸せに暮らすことができるかというところを目指していかなければならないというふうに思っておりますので、足寄町は非常に面積が大きいですが、やはりある程度コンパクトにしながら、その中できちんとそこに住んでいらっしゃる方たちが安心して暮らせる、先ほども言いましたけれども、そういう暮らしができるような、そういったまちづくりをしていかなければならないと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ただいま、よい方向には向かっていないという説明がありました。これはどうなのでしょう。

私は素人考えで、詳しいことは分かりませんが、率直に申し上げますと、社会福祉協議会とケアハウス、運営上、規定、規格、条件、様々な難問、難題があらうかと思いますが、これから先に将来に向けて、どちらも年々運営状況の悪化が続き、予算が膨らむようであれば、どのみち町としてもこれを見捨てるわけにはいかないものと考えます。

そうであれば、ここで大きく発想を変えて、一旦リセットして、根本から見直し、検討してはどうなのでしょう。足寄町がこの二つの組織を一つにまとめて進むという、これも一つの生き残り方法ではないかと考えるが、その辺についてどのようにお考えか、町長にお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二つの組織を一つにしてというお話でございましたが、そういう考え方も当然のことながら出てくるかもしれませんが、現段階ではそれぞれの法人でありますので、その団体それぞれ

が今後どうしていくのかといったところをきちんとやはり考えながら、その中で、その先にそういうことも考えられるということであれば、そういうこともあるのかもしれませんが、現段階で今その二つを一つにしてということが果たしていいのかどうかといったところ、なかなか難しいところだろうと思っています。

いずれにしても、どちらも今の経営状況は非常によくないという言い方もあれですけれども、決して状況的によいという状況ではないだろうというふうに思っています。その二つが仮に一緒になってやるということになって、どういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのか、そういったことがきつともって考えないとならない部分なのかなというふうに思っています。それを早急にしなければならない状況なのか、今すぐしなければならないという状況なのかというと、決してそういうことではないかなというふうにも思っています。

いずれにしても、町が何だかんだ言っても、そのそれぞれの二つの団体があるわけですから、それぞれそこにはちゃんと組織の長もいたり、働いている人たちもいるわけですから、その団体が今後どうしていくのかなって考えたときに、そういう方向もというようなことが、そのそれぞれの団体で考えられることになれば、そういうことにもつながっていくのかなというふうに思いますが、現段階ではそういう状況ではないかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） ただいま町長から説明がありました。それぞれの団体、確かにそれぞれの団体だと。しかしながらも、これから先、これはやはり機会を設けて話し合ってみる必要もあるのではないのかなと、これはだんだん大変なことになる可能

性があるわけですから、私はそのようなことを考えるわけであります。

我が国は戦後80年の歳月が流れ、団塊の世代と言われている75歳以上の高齢者が現在全国に約800万人おられます。国内では一番多い世代になっており、近年、人生100歳時代といわれておりますが、恐らく20年後は、老人福祉・医療施設入居者も日増しに減少の一途をたどり、施設内はがらっと少なくなってくるのではないかと、そのように考えるわけであります。あと20年耐えながら辛抱し、頑張らなければなりません。これは足寄町だけの問題ではなく、国内福祉・医療全般に言えるものと考えます。

一方、ケアハウス銀河の里についても、現在70名の入居者がおられますが、今後ともさらなる自助努力、企業経営努力に全力で取り組んでいただき、町としても、応分といいますか、できる限り手を差し伸べていかなければならないものと考えます。

これから20年後、この施設は築47年になりますが、現在運営している建物はまだ健在だとは思いますが、手助けし、延命させ、何としても有効活用を図りながら、大切に末永く存続させていくのが今一番ベターな方法ではないかと私は考えます。

先日の議会行政執行方針の中で、「誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまちあしょろ」の実現に向けてと町長の御発言がありましたが、私もそのとおり同感であります。現在、私たちにできる一つの方法は、どれほど社会情勢が厳しくとも、つらく苦しいながらも、我がまちの医療・福祉難民を何としても出してしまってはならないと願うところであります。

最後に、町長の思い、そしてお考えをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） いろいろとお話もありましたけれども、現状非常に厳しいのかなというふうに思っておりますが、やは

り国、道、そういったところも、足寄町だけではなくてほかも含めて非常に大変な状況が今あるということです。そこに対する支援とか、そういったものは考えていただけるというふうには思っています。

また、今ある施設も、今後に向けてどう活用していくのかといったところも、今ある施設をいかに活用して、ちょっと方向転換といいますか、形を変えて、何か違う形で活用するための方策とか、そういったものなども3日にお話しさせていただきましたけれども、そういったことなども考えているという状況であります。

そういったことをうまく活用しながら、今は非常に大変ですけれども、今後に向けてもうちょっと明るい兆しが見えるように進めていくということがやはり大事なのかなというふうに思っています。

確かに厳しい厳しいとあまり言い過ぎてもよくないなというふうに思っているのですが、厳しいなら厳しいなりに、ではどうやっていけば、どう工夫していけば明るい方向に向かっていくのかといったところをやはり考えなければならぬのかなというふうに思っているところです。

将来に向けて、やはりそういう形で今ある施設を長寿命化する。何か方向転換しながら少し使い方を変えとか、そういったことをしながら、今ある施設などを十分に活用しながら、いかに足寄の町民の皆さんが安心して暮らせるかというような取組を進めていければというふうに思っているところであります。

いずれにしても、第7次総合計画の中でうたっております、「誰もが安心して暮らせる豊かで活気あふれるまちあしょろ」と、これをスローガンにして、10年後こういうまちを目指していくといったことで総合計画もつくっておりますが、そういう町を目指しながら進めていく。確かに、いいときもあれば悪いときもあつたり、そういう波はあるのかもしれませんが、やはり

そういう部分では少しずつ、小さいながらも、町は大きいですが、人口は少なくなっても、その中でいかにそこに住んでいращやる皆さんが安心して暮らせるかと。そういうまちづくりを議員の皆様方にも御理解、御協力いただきながら、進めていければと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） これにて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） これにて、7番木村明雄君の一般質問を終わります。

次に、4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

貸地建屋解体に対しての町の補助について。

足寄町の特徴として、土地は地主の所有で、その上の家は土地を借りている人の所有というケースが多くあります。その場合、借りている人がそこを退去するとき、原状回復義務が発生しますが、更地にするには多額の費用がかかります。その費用負担が大変なため、家は無償譲渡するから利用してほしいということが出てきます。しかし、古い家の再生には多額の費用がかかり、人口減で住む人も少なくなっている町の状態から空き家になることが多いです。現在ある建物解体の補助は、壊れそうな家にしか出ず、年間5軒分の予算しか取っていません。

土地を借りている人が地主に土地を返す場合、厳しい査定をすることなく、現在の物価に合わせた解体費用の補助を検討していくことはできないか、お聞きいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の、貸地建屋解体に対しての町の補助についての一般質問にお答えいたします。

借地契約が終了した場合には、借地人所有の建物等を撤去し、更地にして地主へ返還する義務は借地人が負うものとされています。

また、借地契約や民法においても、借地人に対してそれらの解体等を求める権利を有するのは地主とされています。

さらに、更地となることで利益を受けるのも地主であることから、土地を借りている人が地主に土地を返す場合の建物の解体費用に対して、町が補助を行うことや、現在の補助判定基準を緩和する考えはありません。

今後も人口減少が進み、町内の空き家等がさらに増加すると見込まれることから、国や他自治体の取組を参考にしながら、住環境の向上や、まちなかの活性化に必要な施策を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 更地となることで利益を受けるのは地主であるというふうになっているのですが、これは更地にされても地主も大変なのです。上に家が建っていれば固定資産税は安くなるけれども、家がなくなったら固定資産税は上がるのです。私の場合も貸しているところがあって、そこは年間7,000円ぐらいの土地の固定資産税だったところが、家はなくしてくれたのだけれども、そこが次の年は2万1,000円にまで上がっていて、全体でいうと3倍に跳ね上がってしまって、更地となって利益を受けるのは地主ではないです。地主だって大変なのです。3倍に固定資産税が上がるのですから。これは何とかならないかと私も町に言いに来たことがあったのだけれども、駄目だということの一点張りでした。

そのようなことをやっていたら、足寄町内は空き家ばかりになってしまう。きちんとお金のある人だったら、200万円、300万円かかるその解体費用を出していてもやってくれるけれども、そうではない人も多くいる。このままにしていいたら足寄町は空き家ばかり、どうしようもない家ばかりというふうになってくる。

やはり更地にする場合、町の補助というのはこれから検討していかなければならないのではないかと。検討しないということは、イコール段々と家だって駄目になっていくのだから、最初はいいとしても、そのうちどうしようもないぼろ家になっていって、そのときには誰も責任を持たないということになっていくから、借主がまだ元気であるうちに、そこを出ていく能力があるうちに解体するという場合にも、やはり補助を出していくべきではないかと思えます。

そこを再度町で話し合ってもらわなければならないのではないかと。このままにしていいたら将来どうなるのか。それを考えてもらいたい。現在、利益を受けるのは地主ではないです。そこを言いたいので、その点を考え直して、再度考えてもらうわけにはいかないかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） お答えします。

答弁させていただいたのは、矢野議員から御質問のあった、土地を借りている人が地主に土地を返す場合、その査定の緩和ですとか、補助対象にするとか、そういった制度の創設は考えていませんという答弁をさせていただきました。

公費で補助をさせていただく際には、やはり一番大事なのはその公費を負担する際の公平性とか公益性とかがその取組にあるのかという視点は大事なのかなと考えています。ですので、今、足寄町で行っている

取組については、近隣の住民に被害が及ぶ危険性のある危険な空き家の解体に対して助成を行うですとか、国の取組に関しても同じような考え方でいると認識しております。

ですから、答弁させていただいたとおり、地主に土地を返す場合を対象とした補助制度というのは現状考えておりませんが、今後さらに空き家が増えていくこともありますので、他自治体や国の政策なども見ながら、現状の補助制度をずっとやっていくのではなくて、見直しはしていく必要はあるかなと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 見直しが必要だということなので、ちょっとはほったのですけれども、これを頼まれたのは、商店をやっている大きな店を構えて、大きな店を構えているからには店と住居と建物はかなり大きいのです。アパートをやっていたり、そういうところは建物がかかなり大きい。そういうところは解体するにもできない。解体には普通の家で2、300万円では済まないから、もっとそれ以上かかることになるので、それでとても困っているということで、そこを何とかちょっとだけでも面倒を見てもらえないかという、ささやかな希望があったわけですので、ぜひこれから考えていってもらいたいと思います。

それでは次に、旧富士ドライブインによる景観悪化の解決策について。

足寄町の土地だと誤解され、足寄の景観を悪化させている旧富士ドライブインの土地は、本別町の町有地であり、もし本別が強制執行で取り壊してくれた場合、本別町としてはその費用を建物の持ち主に請求しなければなりません。他町に住んでいる持ち主は、壊すことには同意していますが、その費用負担はできない状況にあると聞いています。解体費用を請求された場合、対

抗して損害賠償を求めて訴えることができますが、そこまでの進捗がないため、現在も災害に遭った建物のように放置されています。

これは、一番影響を受けている足寄町が中心となって動かなければ解決できない問題であると考えます。本別町、建物持ち主、足寄町の三者が話し合いを持ち、合意形成を図り、全国にクラウドファンディングで寄附を呼びかけるなど、三者が納得する方法で解体費用を捻出するということはできないか、お聞きいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の旧富士ドライブインによる景観悪化の解決策についての一般質問にお答えいたします。

旧ドライブインの建物及び接する国道は、本別町の行政区域内にあることから、本町には一切の権限がありません。また、本別町からは、旧ドライブインは既に清算が完了した法人の所有物で、法的に所有者が存在しないと伺っており、本町が中心となって話し合いの場を設けたり、解体費用を捻出するためのクラウドファンディングを実施することはできないものと考えています。

しかし、国道を通行する方の目に入り、本町を訪れる方に与える印象は好ましくないことから、今後も本別町に対して解体撤去の要請を続けてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） ドライブインは既に清算が完了した法人の所有物で、法的に所有者が存在しないと言っておられますけれども、これは間違いです。所有者に聞きましたところ、清算途中であって、完全には清算が完了していない、そして、この

建物は株式会社富士ドライブインの名称で法務局に登録がされているものであるということです。だから、この認識が間違っています。

解体、撤去についてですけれども、この持ち主も解体しないようにとても頑張っていたそうなのです。あそこをやめるときに、音更町と足寄町と二つの建設業者が買いたいときた、ところが、当時の本別町長が、その建設屋の事務所では駄目だと難色を示した、そういうことで、ついには建物があのようになってしまったのは、当時の本別町議会で固定資産税がここは入っていないということで問題になったと、だから固定資産税を払わなくてもいいようにと、本別町のもう今は退職してしまった職員の方からの指導で、あのように壁を壊せということになったと、そういうふうに壊せば固定資産税を払わなくてもいいからということ、それでそういうことにしたのだということ、建物の持ち主から聞いたのです。

そのような詳しい状況をちゃんと本別町に話をして、本別町もこの建物の撤去に本腰を入れてくれというふうに話してほしいと思いますけれども、それについてはどうですか。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） お答えします。

町長から答弁させていただいたとおり、建物及びそれに接する国道は本別町の行政区域内にあって、足寄町はこの建物に関して何か空き家法に基づく対応をするような権限がありません。ですから、本別町に対して、「この建物、議会でも『何とかならないか』という質問があったのですけれども」というお話をした際に、本別町の職員から、「この建物は、所有していた法人が既に清算が完了していて、持ち主がいない状態です」というふうに伺っております。

です。それに対して足寄町が、法人の元代表だった方に会ってとか、そういったような権限がないので、やはり答弁させていただいたとおり、本別町に対して解体をお願いしていくという対応しかないのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） それではいつまでたっても話が進まないし、あのままで終わるのです。だから足寄町が今中心になって動けということを言いたかったのだけれども、本別町と話し合い、この建物について取り壊してくれという要請を最後にしたのはいつなのですか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 最後にしたのはおとといです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） おとといのその結果としてはどうだったのですか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 本別町も、やはり望ましくない建物だということは十分認識していると。ですが、最終的にこの解体費用が億単位になるのではないかとということで、誰がそれを最終的に負担するのかということで、矢野議員が言われている元の所有者の方がもし本当だとしても、結局はお金を出せないというところですので、そこで本別町が今、代執行なりでお金を出せるかということ、そういうような資金の余裕もないので、足寄町の要請については、申し訳ないのですけれども対応が今できる状況ではないというようなお答えを頂いています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 私は昔、これについての質問をしたときに、解体費用が幾らかかるかとその後調べて、町長、副町長に渡したはずですがけれども、それは億単位ではないです。完全に除去して5,000万円。アスファルトも残して、鉄骨も残して、幽霊屋敷のような状態を解決する、ただ屋根を壊して壁を壊してごみを取るという、それで1,500万円だったのですけれども、億単位というのは一体どこから出た金額ですか。それは何かおかしいのではないですか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） おととい本別町とのやり取りの中で、本別町がそのような認識をしているというような発言で、確かに矢野さんから2年ぐらい前ですか、見積りいただいたのですけれども、それは工法によっては大分違うでしょうし、今の物価から考えて5,000万円と言っているのだったら、1億円というのもそれほど間違ってもないのかと思います。

あと、地下があるので、それを完全に除去するのでしたら、それは矢野さんの言う当時の5,000万円では済まないということで、本別町の方からのお話としてそういう億ぐらいかかるだろうというような認識の発言があったということです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） これは何か勘違いしていると思うのですけれども、あの建物を地下まで壊せと言っていない。私が言っているのは、みんなが言っているように、災害に遭った建物のようなあの状態が悪いと言っているのです。地下が悪いなどとは誰一人言っていない。地下まで壊せ、そして億単位をかけるということを誰

も希望していません。あの景観をどうにかしてほしいということであって、億単位のお金をかけてまで地下を壊すという要求ではないのです。そこを勘違いしないでもらいたいです。

足寄町だと勘違いされて足寄町の景観を壊している、その建物をどうしたらいいのか、どうやったら解決できるのか、そこを真面目に考えてほしいと思いますが、それについてどうですか、何かちょっと勘違いしているのが、地下まで壊す。どうしてそのような考え方になったのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） こうだったらこうだとかいう矢野さんの言う前提条件と、本別町のこういう条件だったらこういうことですということで、実際にその上だけとか何とかとか、そういうお話をしていなくて、結局何か対応ができるかできないかというところ、まずその入り口のところからのお話になるのです。ですから、その工法がどうか5,000万円が何とか、そのような金額のものではなくて、除去できるかできないかというところのお話を本別町とさせていただいたので、なかなかかみ合わないところがあるかと思いますが、そういうような会話をしたということで御認識いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） そういうような会話をしたのであれば、ちゃんと的を射た会話をしてもらいたいです。景観が悪化して、あれがみんなの目に入って、何とかならないかということなので、景観をよくするにはどうしたらいいか。地下を取り除くにはどうしたらいいかではなくて、あの景観をよくするにはどうしたらいいかという、きちんと住民が何を考えているか、何を要求しているか、そこを踏まえて、今後

も本別町と話し合いを持っていてもらいたいです。本別町は清算したというふうに言っているけれども、建物の持ち主はそうは言っていないのです。清算途中であって、完全には清算していない。そして法務局にきちんと登記もされていると。だから本別町の認識と地主の認識にはとても乖離があるのです。

私も登記情報サービスできちんと登記状況を調べればよかったのだろうけれども、まさかそのような答えが返ってくとは思わなかったので、登記されているということはちゃんと認識していると思って、それで今話をしているので、そここのところに対しては本別町と詳しく話をしてもらいたいです。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 矢野議員の思いは十分認識した上で本別町と話をしています、本別町もちゃんと認識した上でのお話だと思っているのですけれども、私のやり取りの中の本質的な部分が矢野議員に伝わらなかったところは申し訳ないですし、どういうふうに伝えれば矢野議員に分かっていただけるかというのは、今私はそのすべを持っていないので、申し訳ありません。

あと、その所有者が誰々という登記は、当時の登記したときの情報でして、その人が今どうなっているかというのは、登記のものとしての情報がそのまま固定しているので、現在その真の所有権といいますか、結局解体義務を負うのは誰かというところで言えば、義務を負う法人が今は消滅しているというようなお話を聞いていますので、そこら辺の部分で本別町から私どもは聞いていまして、そこからその矢野議員との話のずれがあるので、今日誰がどうだという話が、事実が、私たちが思っているところと矢野議員が認識しているところの、所有者、壊す義務者というところの認識がちょっとずれていますので、また改めて、

今のところ本別町は解体するのは難しいと。足寄町もそこに手を出すようなすべもないですし、三者と言われても、その三者がいるのかというところもまた分からないところで、私どもは三者のお話し合いはできないと思っていますので、また事実を確認していただいて、またお話をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 三者は必ずいますから。建物、持ち主はきちんと法務局に登録された場合、それはよほどのことがないと自然消滅するということはあるので、そここのところを本当に詳しく話合って、あの景観の悪化をどういうふうにしたらいいのかということを真摯に考えていってもらいたいと思います。これからの本別町との話し合いをもっと密にして、認識の違いがあるところは、きちんと精査してやっていってもらいたいです。

以上、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） いろいろとお話がありましたけれども、私も本別の町長と、しょっちゅうではないですけれども、月に1回ぐらいは会う機会があって、そういう中でお話をさせていただくこともございます。

毎回その話ばかりというわけにはいかないので、たまにそういう年に1回とか2回ぐらいのことでお話をさせていただいていますし、矢野議員から見積りいただいたものも、このような見積りを矢野議員がわざわざ作って持ってきてくれましたという話とかもさせていただいて、何とかしていただけないかなということでお話をさせていただいております。

ただ、矢野議員がお話をずっと今までもされていますように、その建物自体、本別の話で、今、矢野議員がいろいろとお話し

されていましたが、全部本別の役場の人とか本別の人とかということで、本別の話なのです。足寄町の話ではないのです。国道が足寄町に入ってくる途中にあるという部分であれば確かにそのとおりなのですけれども、ですから勘違いされて足寄町にある建物なのかなというふうに思われる部分はあるかもしれませんが、でもやはり矢野議員も十分認識されており、全部本別の話なのです。本別の役場で話したとか、本別の議会で話したとか、そういうような話ばかりなのです。

ですから、足寄町にとっては権限としては無いのです。最初に答弁の中でも申し上げましたが、一切の権限がないという状況です。そういう意味ではこれからも本当にお願いベースになってしまいますけれども、いろいろな場で本別町の町長とか副町長とかとお会いしたときに、こういう問題が足寄町にはあって、何とかその撤去をお願いしたいのだけれどもというようなお願いベースにはなってしまいますけれども、そういうお話をさせていただくというなどところぐらいなのかなと考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 本別町、本別町って、本当に、そこで問題が全く解決しない。今度はそれでは発想を変えて、あれは本別町ではなく足寄町の行政区域にする、そういう形で話を持っていくことはできないでしょうか。足寄町の行政区域だったら、足寄町で何とかできるということになっていくのではないですか。足寄町の行政区域にするという、そこについての可能性はどうか、聞きます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 足寄町としては、わざわざ負の遺産を足寄町に持ってくる必要はないのかなというふうに考えておりま

すので、そういう考えについては今はないです。

先ほども言いましたように、本別町に対しては撤去についての要請をしていくということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 負の遺産をわざわざ足寄に持ってこない。何を言っているのですか。元々あれは足寄町の景観を悪化させるという負の遺産なのに、それを解決できないのは本別町のものだからという理由だから、その理由を解消するために足寄町のものとして足寄がそれを解消するためにしたらいいのではないかということと言ったのです。負の遺産をわざわざ自分たちのものにすることはないと。何を言っているのですか。あれが元々負の遺産で足寄町と誤解されているから、そこが問題なのではないのですか。それを解決するにはどうしたらいいかということを考えているのに、負の遺産だから足寄町のものにするわけにいかない。何を言っているのですか。元々負の遺産として足寄の景観を悪化させている、それを解決するにはどうしたらいいかということを考えるということです。ただお願いするお願いするではちがが明かない。それで足寄町が主体となってその解決に乗り出さなければならぬのではないかということと言っているのに、そのような負の遺産を足寄町のものにするわけにはいかないと。何を言っているのですか。元々足寄の負の遺産になっているのです。

○議長（高橋秀樹君） 矢野議員、発言に気をつけてください。

今のお話なのですけれども、ずっとそのまま水かけ論が続いてしまいますので、このあたりでもうそろそろ終了させていただいてもよろしいでしょうか。

○4 番（矢野利恵子君） 分かりました。

やらないというならしょうがないので、やるということの発想が出る人が来るのを待ちたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） これにて、4 番矢野利恵子君の一般質問を終了いたします。

1 1 時 1 5 分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きから始めたいと思います。

次に、1 2 番二川靖君。

（1 2 番二川靖君 登壇）

○1 2 番（二川靖君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に基づき一般質問を行いたいと思います。

件名、足寄町のヒグマ対策について。

昨年、全国でクマ被害が多発し、残念ながら多数の死傷者が出ております。被害に遭われた方の御冥福と、けがをされた方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

町内において人的被害は出ていませんが、農業被害等が多数出ております。また、目撃情報が多く寄せられ、学校付近での目撃情報もあり、体育の授業や課外授業に苦慮していると聞いております。

昨年 1 0 月には文部科学省、環境省からクマ出没時に対する学校及び登下校の安全確保に関する事務連絡が発出され、1 1 月には都道府県等教育委員会向け緊急連絡会の開催がされたと聞いておりますし、町長の行政執行方針においても足寄町緊急銃猟対応マニュアルが策定されたとの報告を受けていることから、下記の点についてお伺いしたいと思います。

1、教育委員会として危機管理に対するマニュアルの作成はされているのか。また、今後の具体的取組については。

2、足寄町緊急銃猟対応マニュアルに、令和 7 年 1 1 月に策定されたクマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定のクマ被害対

策パッケージを盛り込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、二川議員の足寄町のヒグマ対策についての一般質問にお答えします。

1点目の、教育委員会としての危機管理に対するマニュアルの作成はされているのか、また、今後の具体的取組については、に関してですが、教育委員会独自のヒグマ対策についての危機管理マニュアルは作成していませんが、昨年8月18日付けで北海道教育庁から、学校における危機管理マニュアルの手引の追録として「ヒグマの出没」が示されております。

教育委員会では、このマニュアルに沿って対応することを確認し、各小中学校においても、追録を参考に実情に応じた危機管理マニュアルを作成しています。具体的には、クマと遭遇した場合の避難方法、目撃情報があつた場合の保護者や教育委員会、警察等との連絡体制、安全な下校体制の確保などについて定めています。

クマが出没した場合、教育委員会では、役場農林課と速やかに情報共有が図られる体制を整えています。スクールバス運行路線付近であれば、建設課車両室と協議して、乗降場所を自宅までとするなどの安全対策を講じています。

近年、全国各地でクマの出没が多発しており、児童・生徒の安全確保が強く求められています。昨年、文部科学省及び環境省からクマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について通知があり、教育委員会と小中学校において、ヒグマ出没を想定した対応について確認したところです。

北海道教育庁においても、令和8年度に、ヒグマ出没時の安全対策強化に向け、生徒指導・学校安全対策局が新設される予定となっています。今後、国や北海道教育庁から発出される通知や指導等に基づき、

警察などの関係機関や学校と連携して児童・生徒の安全対策の強化を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、2点目については、町長から答弁させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の、足寄町緊急銃猟対応マニュアルにクマ被害対策パッケージを盛り込んでいるかについての一般質問にお答えいたします。

足寄町緊急銃猟対応マニュアルは、環境省が令和7年7月に策定した緊急銃猟ガイドラインを基に、緊急銃猟を実施する際の手順や対応方法をまとめたもので、地域住民の安全確保を最優先に考え令和8年2月に策定しました。

また、本マニュアルには、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定されたクマ被害対策パッケージの趣旨を踏まえ、緊急時の安全確保、関係機関との連携、迅速な捕獲対応等に関する内容を盛り込んでいます。

なお、同パッケージは、自治体の捕獲体制の強化や資機材整備、人材確保、財政支援の活用など、幅広い施策を含むものであることから、国の通知や制度改正の内容を確認しながら、必要に応じてマニュアルや運用体制の見直しを行ってまいります。

今後とも関係機関と連携し、クマ被害対策を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 今、まず教育長から、マニュアルは作成していませんが、ということでした。これ本当は12月の定例会というふうに考えておったのですけれども、なかなか自分でもまとめきれていない

ということもありまして、たまたま１１月のいろいろなところで発出された文書を見せていただきまして、これは芽登小学校なのですけれども、昨年も相当目撃情報があって、たまたま学校の近くをクマが横断しているということがあって、様々な屋外授業が厳しいということも先生からお伺いしておりまして、そういったことで、本当にどういった対策が一番取れるのかなというふうに考えています。

今回質問したいのは、このクマパッケージの中で、学校及び登下校時の安全確保ということもいわれておりますし、そういった事務連絡についても出しているということでお伺いしておりますし、各地域の実情に応じた、学校における危機管理マニュアルを改定しなさいということで、これも事務連絡が来ていると伺っているところであります。

このパッケージの中も、学校もそうなのですけれども、例えばいろいろそのクマ対策でＩＣＴの利用とか、そういったことが本当にできないものかと。例えば今いろいろやっておりますドローンの活用とか、そういったことで、子供たちが安全に遊べるような環境はできないのかなというふうに考えておりますので、そこら辺は、危機管理マニュアルをつくりながら、そういったことで、どうしていったいいのかということも、お考えがあればお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

ＩＣＴの活用という部分でお答えさせていただければ、ＩＣＴの活用については、こういったクマ対策に関わらず、安全対策の中で、学校と教育委員会と保護者の家庭との連絡体制には活用できるかなと思っておりますが、学校単独でドローンによる安全確保とか、そういったことは今のところ

考えておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） １２番二川靖君。

○１２番（二川靖君） 今の次長からの答弁で言えば、ＩＣＴはそういった学校と教育委員会と保護者の間で活用しているということは分かります。前もお話したときにも、緊急時にはクマ出没があればスクールバスで自宅まで送っているということも聞いております。そういったことで、何を言いたいかといえ、では学校で体育の授業は外でできないといった場合は、どういった対応を取っていけるのかなと。これは勝手な私の考えですが、例えば授業をするに当たっては、たまたま足寄小学校と授業はかぶらないのであれば、ちょっと大変かもしれませんけれども、そういった子供たちを連れてきて、足寄小学校のグラウンドを貸してあげて、そこで体育をやるとか、多分体育だけではなくて写生とかいろいろな授業もあると思うのです。これも学校だけではなくて、近くに保育所もありますので、そういったことをどうにかやはり子供たちが生き生き伸び伸びと授業ができないものなのかということを考えて今お話をしているのですけれども、そこら辺、そういった考えはないでしょうか。すごく多発してどうにもならないといったときの対応として。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） ただいま二川議員から、こういう柔軟な対応はどうかというお話がありました。それはもう本当にそのとおりだなと思います。一番大事にしなければならないのは、子供の命を守ることです。そこが最優先です。その上で、では何ができるかということを考えます。外でできないのであれば、中でやる計画のものを入れ替えて、先にそれを実施するですとか、要するに教育課程上のプログラムを入れ替えながら、その時々の実

情に応じて対応するというのが一つです。

もう一つ、今、二川議員から言われた、場所を変えてという、これは教育委員会としても可能な範囲でやりたいというふうには考えています。やりたいというのは、今、小学校が4校ありますけれども、できるだけ交流して活動していきたいというものがあります。そのために、先ほど言ったICTを活用するですとか、もう一つは、実際に対面で一緒に交流しながらやるということです。これについてはもう一つハードルがありまして、スクールバスを何とかしなければならない。ただ、現状で言うと、それほどスクールバスに余裕があるわけではないので、いつでもできるというものではありません。

ですから、そういうことも加味しながら、できる範囲で柔軟に、今、二川議員に言われたように、今後も対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 今、教育長から答弁がありましたけれども、やはりそういった柔軟な対応をしていただく中で、やはり子供たちの安全を守る中で、子供たちが生き生きできるということを望みますし、多分それぞれ学校の校長を含めて、教員の皆さんを含めて、どういったことでその対応マニュアルができるのか、再度検討していただきたいなというふうに思っています。

どこでしたか、ドローンを飛ばせば鹿とかクマも逃げるといような話も聞いていますので。多分運動会の時期になってわあわあやっていればクマも通り道でも寄ってこないと思うのです。通り道というのはやはり朝晩の中で結構目撃情報があるというふうに聞いていますので、朝晩はあれなのですけれども、日中そういった騒がしい環境もできるのであればつくってもらって、よりよい活動ができればいいのかなというふうに思っていますので、ぜひそういった

先生等の意見も取り入れて、できればマニュアルをつくっていただきたいなというふうに思っていますけれども、そこら辺のマニュアルの関係はつくる予定はないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） まず、ドローンの関係ですか、音を出してという、それも一つの方法なのでしょうけれども、それが100%本当に子供の命を守ることができるかどうかというのは、クマになってみないと分からないところもあるので、その辺りはほかの地区の取組とかも含めて参考にさせていただきながら、対応したいと思っています。

危機管理マニュアルについては、教育委員会のものは次年度までを含めて整備する予定になっています。ただ、物すごい分量なのです。ではその物すごい分量を整備したらそれで危機対応できるのかというと、必ずしもそうではない。それはやはり足寄町として必要なものを整備するということになります。

今、教育委員会としては、資料等も含めてできるだけシンプルにしようというふうに、この前も校長会議の中でそういうお話をしています。要するに、つくったものが活用される。つくって終わったではなくて、活用される資料をつくっていくということを今後大事にしていきたいと思っていますので、マニュアルについても、教育委員会が必要なマニュアル、各学校に必要なマニュアル、これは全部違いますので、そういうものを含めて整備していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） ありがとうございます。そのような大げさなものを求めているのではなくて、教育長が今言うように、できるようなことをやはりやってほしいと

ということなのです。それで、教育委員会にはマニュアルをつくれというのは、やはりそれぞれの地域の特性がありますので、それはそれで学校で、こうやったらいいな、ああやったらいいなと、これは学校自体で年間のカリキュラムもいろいろあると思うので、そこはそこでやはり学校単位を中心に考えてもらう中でやっていったほうがスムーズに行くのかなというふうに私も考えております。

いかんせん、学校の先生たちも校長をはじめ教頭も忙しいということも事情的にはあるのかなというふうに思っていますけれども、先ほど教育長もおっしゃったように、子供たちの命が最優先ですので、そういったことで、できる限りそういった立場で進めていただきたいと思いますと思っていますし、いずれにしてもこれは何かしらは連絡を取りながらということとやっていると、ということで安心はしていますけれども、さらにそういったことがあれば進めていただきたいと思いますと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

次に、クマ被害対策パッケージの関係なのですが、町には下りてきているのだらうというふうに思っていますし、いろいろ自治体の捕獲体制の強化とか、これはパッケージの中で予算がついている中で、財政支援の中で資機材の整備というのを多分国の予算の中でやられていくのかなというふうに思っています。

今、このパッケージについては、緊急的に対応することとか、短期的に取り組むこととか、中期的に取り組むこととか、いろいろ出されています。これは国で考えていることなのだと思いますけれども、いずれにしてもそういったことで、今、足寄町も猟友会、総会が終わったか終わっていないか分かりませんが、そのようなことで、緊急発砲の関係とか、いろいろ多分、足寄町もそこら辺のマニュアル等をつくりながら、

では猟友会に対してどういったチームを組んでどうやってやっていくのかということがあるのかなというふうに思っていますけれども、そこら辺、現段階で分かっていることがあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今、緊急銃猟対応マニュアルということで足寄町が策定しておりますけれども、その中で、緊急銃猟を行う場合ということで、ハンターですけれども、捕獲候補者を4名、それをサポートする方を4名ということで、猟友会から推薦を受けて、4月1日から委嘱しておりまして、実際その捕獲の場面になった場合には、その捕獲候補者と、サポートする者、それと町の職員ですとか警察官とか、そういう方が現場に立ち会った中で打合せをしながら、どういうふうにしていくかというふうなことで考えていくことになります。

けれども、この緊急銃猟をするのに四つの条件全てを満たさないと緊急銃猟をしてはいけないということになっておりますので、その四つの条件が、人の日常生活圏に侵入した場合、それと危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な場合ということと、銃猟以外での方法で的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難な場合ということと、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない場合、この四つの条件を全て満たさない限り緊急銃猟を行ってはいけないことになっておりますので、そういったことを勘案しながら、地域の住民の安全を第一に考えながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 今の説明で分かりました。今の緊急銃猟の関係は四つのこと

が全部合致しなかったらできないということなのでしょうけれども、そういったことで今もう対策チームというのはできて、鉄砲を持つ人が4名、サポートが4名、あと自治体、足寄町役場とか警察とかいろいろなところで立ち会ってやるということなのですけれども、それで、これは前も責任問題で今まだ最高裁ですか、裁判をやっていますけれども、そこら辺のハンターたちの同意といいますか、そういったことで責任がないのだということ言えば、撃てるということになったのかなというふうに思っていますけれども、それで、この春クマも含めて緊急銃猟の対策チームというふうに考えているようですけれども、そこら辺については、ハンターの了解も得て、そしてこの4名、4名というのは確保できましたか。お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） その4名については、先週、猟友会にこのような緊急銃猟の対応マニュアルをつくりましたということで説明させていただいています。

それで、現在、足寄町から捕獲者の4名、4名の候補者を打診をかけて、本人個人に一応了解を頂いた中で、猟友会に相談しながら、それでオーケーをもらえれば、町長から委嘱するという形を取っていただき、まだ今はっきりとしたメンバーは決まっておりません。3月いっぱいには多分決まってくるのかなというふうには考えています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） すみません、まだ決まっていないことを聞いてしまったのかなというふうに思っていますけれども、いや、多分そういったことで、今、課長から言ったようにサポートメンバー含めて8名でそういった体制を組んでいきますということなのでしょうけれども、それは同意を得た上でやれるという前提でやっているの

かなというふうに思っていますけれども、例えば、この8名の方にお金を支払わなければいけないというふうに考えるのですけれども、これも町としては考えているのか、ちょっと分かりませんが、そこはお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） クマを捕獲する候補者、いわゆる撃つ方については、年額報償費という形で6万円ということで考えております。これは年額報償費なので、緊急銃猟があってもなくても年額で支払うということにしております。サポートする方につきましても3万6,500円の年額報償費ということで支払う予定としております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 分かりました。年額の報償費として銃を撃つ人は6万円で、サポートする人は3万6,500円、これについては出役をしなくてもこれだけは当たりますということなのかなというふうに思っています。

例えばこれは、クマが出て、その現場に行って、本当の弾で撃つのか、麻酔弾を撃つのか分かりませんが、そういった場合の報償でなくて、危険手当というのはついてくるのでしょうか。年間のものでこれは終わりなののでしょうか。聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） すみません、説明が足りませんでした。年額報償費と、出た場合には1時間当たり3,400円ということで報償費を出す予定としております。それはサポートする人も同じで、1時間当たり3,400円ということでの報償費となっております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） ありがとうございます。

ます。多分これはまだ予算を通っていないので、予算段階の話をちょっと悪いかなと思ったのですけれども、多分、新年度予算にこれだけ盛り込まれてくるのかなと考えていますので、そういったことでよろしくお願いしたいなと思っています。

まだこの中には、いろいろパッケージの中であって、今ガバメントハンターという文字もありまして、これは自治体で人件費を充てられるということで、今回は道で3人職員を採用し、この間の新聞に載っていましたけれども、多分これは足寄町に当てはまるのかというのはちょっとクエスションはつくのですけれども、そういったことでガバメントハンターも足寄町としてはつける気はあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今、有害鳥獣の対策で、有害鳥獣被害対策実施隊というハンターの方が50名ほど委嘱されております。その中で隊員を通じた駆除活動ができていくということで、現在ではガバメントハンターの育成については考えてはいないというところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） そうだろうなというふうに思うのです。多分そういったことで職員を採用してしまえば、ではクマがいなくなった、鹿がいなくなったとなったら、そこの職員はどうするのかという話にもなりかねない話なので、本来的にはそういったプロのハンターを含めて要請していったほうがいいということもありますけれども、ここら辺は慎重に考えたほうがいいのかなと思っています。

ただ、今度は、自衛隊とか警察のOBとかいろいろな言葉があるのですけれども、そこら辺で彼らができるのかできないのかということもありますし、やはり去年あたり足寄町も畑の中はかなりクマがデント

コーン畑を荒らしながら、食べていたり寝ていたりしているというような状況も見受けられるということもありますし、あと、林業に関しても相当、現場近くで昨年あたりも見ているということもあります。

今年はまだクマの目撃情報はどこからありましたか。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 現在のところ今年についてはまだありません。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 多分まちなかとか畑にはまだ出てきていないのかなというふうに見ておりますけれども、もう国有林の中でこの間出てきたということで、先週の日曜日かな、出てきたということで、かなり大きいクマだということです。ただ、撃てないので、勝手に歩いていったという話も聞いているのですけれども、そろそろもうクマも出てきて活動しているということもありますし、道南では1月にもう出沒の情報があつたということでもありますし、そういったことで、大変な状況も今年出てくるのかなというふうに思っています。

それと、今後、必要に応じてマニュアルの運用体制の見直しを図っていくとか、いろいろあるのですけれども、これは各種対策について交付金などによる速やかな支援を実施していくということで国は言いますし、特別交付税も措置を講ずるということで、いろいろなことを書かれているのですけれども、これを読んで足寄町に当てはまるものは何なのかということで、ありますか、お聞かせ願いたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 交付金等で今、予算を組んでいるのですけれども、その中で対応されるのは、緊急銃猟に対する備品とかです。例えばヘルメットですとかクマスプレー、記録をする方には必ず要る

のでビデオカメラですとか、そういったものの備品を購入するですとか、腕章とかも対象になっています。あと、緊急銃猟の保険も交付金の対象となっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 今、課長からあったように、クマ対策関連資機材の関係で、クマスプレーも何万円もしますので、お金をもらえればそういうのがいいのかなというふうに思っていますけれども、そういったことで、今度、人材育成のための研修費というのがあるのです。多分、今回もその緊急銃猟の関係の研修会を開きなさいというふうになっているのです。そこも今後、猟友会と話がつけば、そういった研修会もやっていくということでもいいのでしょうか。誰が中心になるかちょっと分かりませんが、その辺も考えていることがあれば。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 緊急対応マニュアルの中に、この研修を行うというふうにしていますので、令和8年度以降は、模擬訓練とか、そういった形を実施していくことになろうかと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 分かりました。

それで、ごめんなさい、私もその緊急対応マニュアルというのは、この間、行政報告を町長から受けて、それ以降見ていないものですから、見ていないというのは、それも後で議会の議員には示していただきたいというふうに思っていますし、もっと言えば、町民の皆さんにもこのことが分かるようにちゃんと示しておかないと、先ほどの学校のこともそうなのですけれども、ただ学校と親と教育委員会が分かっているだけではなくて、やはり町民が分かるようなことにしておかないと、町民が警察に電話かけたりいろいろしますので、足寄町はこ

ういった緊急対策のマニュアルがあります、こうやって捕獲しますということでちゃんと示しておかないと、またこれは何だ何だという話になりますので、そこら辺についてはどうなのでしょう、いただけますか。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 出来上がりしました緊急銃猟対応マニュアルは、議員に後ほど配付したいと思います。

一般の町民の方には今後広報を通じて、春になってくるのでクマが出没しますということで注意喚起しながら、足寄町として緊急銃猟対応マニュアル策定しましたと。ただ、この緊急銃猟対応については最終手段であるということなので、よほどのことがない限りは起こらないというふうに考えていますので、その緊急銃猟対応マニュアルを作成しましたということでは町民に周知しようとは考えております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） そういったことでお知らせ願えばありがたいのかなと思います。少なくともやはりクマが出たからすぐ射殺しろとかそういう話ではないので、やはり自然との共生というものもありますし、今後、足寄町も考えていかなければいけないのは、昔、足寄の町有林に実のなる木を植えたことがあるのです。あれはどのようになっているか分かりませんが、大分枯れてなくなったのかな、分かりませんが、そういったことも含めて、やはりクマが人里に近寄らないような対応も、やはり山のほうで町有林なり、いろいろ近いところではつくっていかねばいけないのかなというふうに思っていますし、例えばクルミの木を植えるとか、ドングリの木を植えるとか、いろいろやはり考えられますので、そういった共生というのも大事なというふうに私も思っておりますので、そこら辺は課長が考えることが

あったら、木を植えるというのはちょっと
厳しいのかなと思いますけれども、そう
いった対策も考えていかなければいけない
ということも考えていただければありがた
いと思いますので、今の質問をしています。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答
弁。

○農林課長（加藤勝廣君） クマが食べる
木の実とかそういったものを緩衝帯みたく
山のところに植えるということなのですけ
れども、今の町有林の計画ではちょっと難
しいのかなというところはありますけれど
も、今、例えば第一生命の森などは広葉樹
を植えたり実のなる木を植えたりはしてい
るのですけれども、多分それは町に近いと
ころに植えているので、できれば遠いところ
でそういう活動をやっていければという
ところも考えるのですけれども、今すぐに
それが、多分、植えたとしても実がなるに
は何年もかかってしまうというところで、
少しずつではありますけれども計画は立て
ていければなというふうには考えていま
す。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川靖君。

○12番（二川靖君） 目の先で植えて1
年や5年で実がなるのかというと、そのよ
うなのは甘いでしょう。やはり自然を大事
にしながら中長期的にそういった環境もつ
くってあげるというのが、人間としてやる
べきことの一つなのかなというふうに思っ
ていますので、そこら辺でやはり今後考え
ていただければありがたいのかなとい
うふうに思っています。

最後になりますけれども、今後、ヒグマ
が出没するということもありますし、前回
ちょっと鹿でやらせていただきましたけれ
ども、いずれにしても、鹿、クマを含め
て、足寄町にとっては農業被害を含めて多
いようになっておりますし、また、鹿も何
か農協でまた被害を取りまとめているとい
うことも聞いておりますので、いずれにし

る鳥獣被害というのは結構、足寄町はダ
メージが大きくなってきているということ
もありますし、結構アライグマもまた増え
てきて、そこら辺で車にはねられて亡く
なっていたり、インフルエンザで亡くなっ
たタヌキとかアライグマがいると新聞にも
出ていましたので、そういったことで、や
はり感染も病気も含めて多くなってくるの
かなというふうに考えています。

ですから、そこら辺もやはり今から頭に
置きながら、対策をできるようなことも考
えていっていただきたいなというふうに
思っておりますので、その辺を最後に町長
のお話を伺って、そういった対策といいま
すか、今からそういったことも含めて考え
ていってほしいということで私は申し上げ
ておりますので、そこら辺で何かあれば町
長に締めくくっていただきたいと思います
です。よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） クマに限らず鹿も
含めて野生鳥獣の被害というのは、非常に
足寄町は近年特に増えてきているというの
は言われております。

足寄町の周りはやはり森林が多いとい
う、非常に緑に恵まれているというのが、
森林の中の町ということもあって、やはり
野生鳥獣も住みやすい環境がそういった意
味では比較的あるのかもしれないなとい
うところですが、とは言っても、やはり農
業の被害とか、人に対する被害とか、そう
いったことが増えてきては非常に困る部分
でありますので、それに対する対策とい
うのはやはり町としても打たなければなら
ないというふうに考えているところであり
ます。

とりわけクマについては、今回、緊急銃
猟のマニュアルをつくりましたけれども、
これは本当に市街地や人が住むところに近
いところに出てきたときの、先ほど加藤課
長も言うておりましたけれども、本当に最
後の手段みたいな形になりますので、そう

そう起きては困ることではありますけれども、そういうことも今後、本州も含めていろいろな被害が近年出てきていますので、そういう対策もきちんと対応としてはすぐにできるような取組はしておかなければいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、人間と、それから野生の動物と共生できるような、そういう環境が必要なのかなというふうに思っております。ですから、農家等の被害がないようにするためにはどうしたらいいのかとか、そういったことも含めて、いろいろと対応を考えていかなければならないというふうに考えております。

町だけではなくて農協ですとか、いろいろな関係機関・団体とも協議しながら、今後の対応について十分検討していきたいなと考えているところでありますので、御理解いただければと思います。

○議長（高橋秀樹君） これにて、12番二川靖君の一般質問を終えます。

午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問より始めます。

次に、8番細川勉君。

（8番細川勉君 登壇）

○8番（細川勉君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

件名、千島海溝地震への防災・減災・事前復興について。

千島海溝沿いではマグニチュード9クラスの17世紀型と呼ばれる超巨大地震が、平均約340から380年周期で発生しているとされている。最後に起きたとされる約400年前の地震は、文書による災害の記録が乏しいため、歴史的事実としての大

地震という認識が十分理解されていない状況である。

想定されている地震の規模はマグニチュード9.1クラスであり、これは2003年の十勝沖地震（マグニチュード8.0）と比較すると、エネルギーにして約30倍以上とされ、震度6から7の強い揺れが長時間続くと予想されている。この強い揺れが長時間続くことによる家屋の倒壊の危険性については、政府の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画の中でも言及されており、開町して118年の足寄町がこれまで経験したことの無い規模の住居倒壊と、大多数の避難者の発生が起こる可能性が高いと考えられる。

一方で、本町の地域防災計画（地震災害対策編）を見ると、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する章は設けられているものの、災害関連死や避難所環境の改善など、長期の避難生活を見据えた具体的な記述は十分とは言えない。

そこで、千島海溝地震を町民一人ひとりの問題として位置づけるために質問する。

①本町として千島海溝地震に伴う揺れの特徴や発生確率などの地震像をどのように把握し、また、その地震像を踏まえて町内の家屋被害・倒壊リスクを現時点でどのように想定しているのか。

②大規模地震災害が発生した場合、本町では多数の避難者が長時間にわたり避難生活を送ることが想定される。とりわけ、冬季の発災や高齢化の進行などを踏まえると、避難所の環境整備や要配慮者への支援の在り方が、災害関連死を左右する重要な要素になると考えられる。それらを念頭に置いたとき、本町としては、避難所の運営・備蓄・環境整備及び高齢者や障害者、子供、女性、ペットを含む要配慮者への支援について、現在どのような方針と体制で臨んでいるのか。

③大規模災害が発生した場合、被災した住民の生活再建を支える上で、罹災証明書

の迅速な発行や、外部からの支援を受け入れる体制の整備が極めて重要になる。また、事前にこうした仕組みを整えておくことが事前復興にもつながると考えられるが、国が想定する千島海溝地震級の災害が発生したとき、本町における罹災証明業務の体制や、他自治体・関係機関からの支援を受け入れる受援体制について、現状ではどのような準備、検討を行っているか。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 細川議員の千島海溝地震への防災・減災・事前復興についての一般質問にお答えいたします。

1点目の、千島海溝地震に伴う揺れの特徴や発生確率などの地震像の把握と、家屋被害・倒壊リスクに関してですが、政府の地震調査委員会によると、今後30年以内に千島海溝でマグニチュード8.8程度以上の地震が発生する確率は、7%から40%と予想されています。

国や北海道では千島海溝地震による自治体ごとの被害想定を公表していますが、その多くは沿岸部における津波被害を中心としたものであり、本町を含む内陸部に関する具体的な記載はありません。

しかし、マグニチュード9程度の巨大地震が発生した場合、本町においても強い揺れが広い範囲で発生する可能性があります。繰り返し発生する余震による被害の拡大が懸念され、特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建築された木造住宅等については、全壊、倒壊のリスクが高まるものと考えられています。

2点目の、長期化する避難生活の支援についてですが、本町のような寒冷地において冬季に大規模地震が発生した場合、寒さによる低体温症の発症を防ぐなど、避難所の維持は重要な課題であると認識しています。

そのため、町の備蓄品等につきましては、町防災備蓄計画に基づき、食料や防災

資機材などの備えを行っており、冬季の発災に備え、ポータブル石油ストーブや発電機なども備蓄しているため、一定程度の対応は可能と考えています。また、高齢者や障害者など、一般の避難所での生活が困難な方への対応としましては、福祉施設等との福祉避難所の開設に関する協定を締結し、要配慮の方が安心して避難生活を送ることができる体制を整えています。

今後は、女性の視点を取り入れた運営方法や、ペット同行避難への対応、乳幼児向け物資の備蓄など、多様なニーズに配慮した避難所運営と環境整備についての検討も必要と考えています。

3点目の、罹災証明業務の体制と受援体制についてですが、大規模災害時に町職員のみで全戸の家屋被害調査を行うことは、極めて困難であると考えています。

本町は現在、北海道や道内市町村との間で災害時における相互応援協定を締結しており、広域的な支援協力体制の枠組みを構築していますが、甚大な被害が発生した場合の実務的な運用や具体的な対応等については、十分な検討が進んでいるとはいえません。

今後は、内閣府の指針も踏まえ、被害調査の迅速化を図るための方策や、受援体制の整備を含めた事前復興の在り方等について、関係機関と連携しながら検討してまいります。

千島海溝地震をはじめ、大規模自然災害はいつ発生してもおかしくありません。町といたしましても、防災・減災の取組を着実に進めてまいります。何より大切なのは、町民一人一人の災害に対する備えです。今後も、防災意識高揚のための普及啓発に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。細川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 今回この地震災害の件を質問する目的として、執行部と議員に共通する一番大事な仕事は、住民の福祉の増進であるという点です。とりわけ災害時に対策を講じていれば救えたはずの命を守り抜くことが、公務に携わる者の最大の責務になります。千島海溝地震特措法は、犠牲者を最小限に抑えることを目的として、対象自治体に単なる努力要請ではなく、計画の策定と実行の義務を課しています。その住民の命に直結する対策が今どこまで進み、何が課題になっているのかを確認することこそが、議員の重要な職責であり、執行部に対するチェック機能だと考えます。

以上の点から、本質問では、具体的な対策の進捗について、必要な範囲で細部まで確認させていただきます。こうした議論を議場で公にすることが、住民の皆様にも自らの身と地域をどう守るかを考えていただくきっかけとなり、それが真の住民自治の実現につながるものだと確信しております。

それでは、再質問1個目で、2003年の十勝沖地震での足寄町での家屋の被害はどのくらいですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

2003年、平成15年9月26日、十勝沖地震が発生しております。足寄町は震度5でございましたが、主な被害状況としては、里見が丘公園親水広場水洗トイレの破損、あるいは野中温泉駐車場町営トイレの破損、総合体育館、生涯学習館、足寄中学校の建物の一部の被害発生ということで認識しております。民間住宅等の被害については把握しておりません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） ただいま公共施設の被害状況は確認できたのですが、今回の千島海溝地震は十勝沖地震と比べて30倍と想定されています。そう考えた場

合、今度の千島海溝地震の町内の全壊・半壊戸数を町としてはどの程度を見込んでいますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

国や道による千島海溝地震による被害想定は公表されていないため、数値等は回答できません。

ただ、北海道防災会議地震火山対策部部会地震専門委員会による地震被害想定調査結果、これは平成30年2月によるものですけれども、ここで公表されているものによりますと、十勝平野断層帯主部の地震、これは千島海溝地震とは直接は関係ないかもしれませんが、北海道として把握している想定としては、足寄町で最大震度7が発生した場合の想定につきましては、全壊が175棟、半壊が468棟ということで、あくまでも道が試算した設定ということになります。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） その数字は、今回の千島海溝沖地震で想定される長く揺れる長周期地震なのか、それともそうではないのかというのは、特に記載とかはないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） ございません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 今回の北海道千島海溝沖地震の防災計画、国が立てたもので、減災というのを主な目的としていますので、それを目安として数値化したほうがいいのではないかなと思います。そのままその数字を使うということでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現実には、

この想定をどのように出すというのも、町単独でやるべきなのか、それは非常に難しいのではないかなというふうに思っています。例えば、本当に足寄町内だけでしか地震が起きないなどということはないではないですか。これはかなり広い範囲で地震というものは起きると思います。だとしたら、足寄町だけというのはなかなか想定しづらいということになりますので、現段階で町でそれらを想定する予定はございません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 分かりました。

次の質問で、足寄町の総人口の約4割が65歳以上で、1970年から90年代以降の建築や旧耐震基準の建物が多いと考えられますが、それを踏まえた上で、町の被害想定はどのように対策されていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 平成19年度に町耐震改修促進計画を策定したときに、住宅総数は4,053戸となっております。うち、昭和55年以前の住宅につきましては2,300戸となっております。割合としては56.7%でございます。これ以降、本調査は行っておりませんので、現段階で今はどうなのですかということに対してお答えすることはできません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 熊本地震では、旧耐震の建物が28.2%倒壊しているの、そう考えると、足寄町も2,300戸で、これは今後、建物が倒壊するということも想定して、避難所とかの計画にも当てはめていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 千島海溝地震を想定して避難所を設定しているかといったら、そうではありません。足寄町の場合、地震以外にも過去に行くと大雨災

害、あるいは千島海溝地震まで行かなくても地震、あるいは今そのようなことは多分ないだろうと思っておりますけれども、噴火とか、いろいろなことが想定されております。そういったことを踏まえた上で避難所を今設定しております。これ以上増やすとかいうような予定はございません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 先ほどとちょっと関連するのですが、国、北海道は千島海溝地震の防災対策で2031年までに死者数8割減を目標としています。本町としては独自の減災目標を設定する考えはありますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 先ほどのとちょっとリンクするのですが、現在のところなかなか想定しづらいという部分もありますので、設定する状況にはないというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 国の計画でもありますので、具体的な数値目標を示すことで、この規模の地震が起きればこれだけの被害が想定されているという、町の認識を住民と共有することで、住民や地域のコミュニティが自分事として考えて、防災意識を持つことができるので、やはり数値化したほうがいいのではないかとと思うのですが、どうですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 先ほどとも重なる部分ではあるのですが、なかなか国、あるいは道なりが、先ほどの十勝平野断層帯主部の地震のように、ある程度想定していただければ、これは多分お金も相当かかっていると思うので、そういうのが出ていれば、私どもとしてはそれに基づいて、足寄町でこういう想定がされていますということは町民の皆さんに公表するこ

とは可能かと存じますけれども、私たちでそこまでの経費をかけて、どれくらいかかるか分からないのですけれども、設定するという事は現状は考えておりません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 分かりました。

次の質問で、住宅公共施設の耐震化率について、千島海溝地震を念頭に置いた目標年度と目標値を設定していますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 千島海溝地震というようなことで目標設定はしておりません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 足寄町地域防災計画の41ページ、第3、建物の安全化では、足寄町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する、とされていますが、こうした規定や、千島海溝特措法で掲げる被害を8割減らすという趣旨を踏まえれば、まず現在の耐震化の進捗状況を把握し、耐震化率を数値として見える化することが不可欠と考えますが、この件についてどうお考えですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 民間住宅の耐震化がどれくらい進んでいるかというのは、現実、これはまた調査しない限りは数値設定はできないのかなというふうに思っています。

ただ、ここにも書いてありますように、耐震診断あるいは耐震改修工事につきましては、本町の住環境・店舗等整備補助金において耐震診断、耐震改修工事を伴う住宅改修工事も補助対象としているところでございますので、そちらで、なかなか民間住宅に役場がこういうことをやるから耐震しなさいということにはなりませんので、個

人の申請に基づいて耐震化工事を行っていただくということになるかと思います。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 耐震化を進める上で、何かを配布して防災の準備を促すような仕組みとかはやる予定はないですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現状そのようなことは考えておりませんが、議員のおっしゃるとおり、大きな地震が来たときには、少しでも耐震化、ただ、個々の住宅のことになります、経費のかかることになりますので、もし御案内できても、そういう地震に備えましょうというような形の御案内かなというふうに考えます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 分かりました。

②の質問の再質問です。指定避難所、指定緊急避難所、一応パンフレットはあるのですけれども、膨大過ぎて具体的にあれなのですけれども、何か所で最大何人ぐらい収容できるのか、町民の何割ぐらいをカバーしていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 指定避難所につきましては現在、福祉避難所を含めまして51か所設定しておりまして、定員ということで数値を重ねていきますと、収容可能人員は7,935人ということになっております。これはあくまでも定員ですので、概算値ということになるかと思いますが。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 指定避難所のうち、耐震化未完了または断水時や停電時のトイレ暖房に課題がある施設はどのくらいありますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 耐震診断が

未実施の町有施設は9施設になります。自治会とか、民間所有している避難所にさせていただいているところは7か所になります。7か所につきましてはどのような問題があるのかは分かりません。耐震診断未実施の施設についても、具体的に旧施設のどこが悪いのかとか、何が足りないのかとかということは、全て今のところ把握しているわけではございませんが、耐震診断の未実施施設は、町有施設としては9施設ということになっております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） もし地震が起きて、その指定されている避難所が使用できなくなったときの流れといいますか、フローといいますか、そういうのは想定していますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 基本的にはその指定をさせていただいている避難所というふうに考えておりますが、議員のおっしゃるとおり、どのような状況になるかというのは全く分かりません。避難所が使えないということになれば、まちなかの避難所に誘導する、もしくは車両が動く状態であれば、こちらに連れてくるというようなことも当然考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 関連でトイレの話なのですが、トイレの配管とかが破損して使えなくなった場合は、簡易トイレとかというのも想定していますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 当然、断水あるいは停電時にトイレや暖房が使用できないということが考えられます。それに対応するために、簡易トイレということで備蓄数としては500枚今のところ備蓄しております。

今後は、いっぺんに全て買いそろえられないものですから、徐々にそろえていきながら、今は何とか2,500枚を目標値にしております。簡易トイレというのは、便器で使用ができなくなった場合に、便器に袋をかぶせて、一回したらそれをしまっ捨てるといような形のものになります。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 食糧、飲料水、簡易トイレなどは、避難所ごとの標準備蓄量と、あと、大規模の災害が起きて多数の避難者の発生と長期避難を踏まえた備蓄基準の見直しで、恐らく多分その計画の中で3日と、推奨は7日と書いてあったのですが、それは多分、千島海溝以前の防災計画で、千島海溝の地震規模の長期化が予想された場合、見直しは考えていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 行政備蓄の目標数量につきましては、何に基づいて設定するかというのは非常に難しいところかと思いますが、本町の場合、平成28年度に多くの方々に避難をしていただきました大雨災害がございます。その大雨災害の避難者数を基に、避難者数400人を基本として食糧及び飲料水を3日分。3食で1日、1人1.5リットルの水ということで今備蓄を進めているところでございます。

4日目以降になったらどうするのだということになります。例えば学校給食センターが使えるようであれば、そちらで炊き出しをしていただく、あるいは、これは熊本に総務産業常任委員会で行かせていただいたときにも学ばせていただいたのですが、おおむね3日ぐらいたったらもう救援物資が届き出すということになっていきます。どこに届くかという問題はあろうかと思いますが、そういうようなことがございますので、救援物資が届けば、それをまた分配するという形になろうかと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 次の質問で、冬季長期避難時、避難所ごとの暖房燃料、発電機、毛布は、何日分ぐらいの備蓄になっていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

加圧発電機の台数は37台備蓄しております。10リットルの携行缶も同じく37缶備蓄しております。稼働可能日数につきましては、満タン時で大体22時間稼働できるというふうに思っております。携行缶の給油を含めまして稼働可能日数は2日ぐらいかなというふうに思っています。それ以上置いておけないのは、御承知のとおり、燃料が揮発したり、よくなかったりするので、今の段階では携行缶分と実際に発電機に入れている分というような形になります。

また、非常用電源の設置施設につきましては、公共施設10施設、役場、給食センター、町民センター、足寄小学校、総合体育館、高齢者等複合施設、ケアハウス、こどもセンター、国民健康保険病院、特別養護老人ホームの10施設ということになっております。

また、毛布についてでございますが、現在620枚を備蓄させていただいております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 要望なのですが、ここがすごく今回重要だと思って、低体温症や寒さによる血圧上昇が心筋梗塞や脳卒中といった急性の死亡要因になり得ますし、寒さによる免疫力の低下と避難所の乾燥、粉塵、密集による感染症が重なることで、肺炎が重症化しやすいと言われています。東日本大震災や能登半島地震でも、暖房用燃料が不足した避難所で

体調を崩し、亡くなられた方が多く出たと指摘されています。

こうした教訓を踏まえると、本町においても防寒対策、災害関連死を防ぐための重要管理事項として、暖房関係をもうちょっと手厚く備蓄したほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 先ほどもお答えいたしました。管理上の問題もやはりあるかと思っております。そうなったときはどうするのだということになります。先ほど毛布という話もいたしましたけれども、そのほかに数量までは把握しておりませんけれども、寝袋、あるいはアルミマットというのですか、かけられるマットとかも、十分ではないかもしれませんが、備蓄しておりますので、それらで対応する、プラス、当然その暖房とかという部分については随時、救援物資などの中にもお願いしながら対応できないかなというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 分かりました。

次の質問が一番聞きたかったことで、段ボールベッド等の整備状況はどのくらいになっているのかを教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現在、段ボールベッドにつきましては50台用意させていただいております。また、ワンタッチ折り畳みベッドというのがございまして、これは200台用意しております。

先ほども言いましたように、基本的には平成28年度の大震災を基にした備蓄ということで今のところ進めております。これが大規模な地震になったときにはこれで足りるのかという話に多分なろうかと思いますが、今はそこまでは想定していないというのが現状です。

ベッドを使わなくても、ほかにも段ボールベッドの間仕切りとか、屋内用のテントなども今２００張りを備蓄しておりますので、それらで何とか対応できないかなと、それ以上ということになれば当然、救援物資等々で賄わせていただくしかないのかなというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） ８番細川勉君。

○８番（細川勉君） 平成２８年の大雨災害を基準としているということですが、先ほどもおっしゃったように、旧耐震の数が２，３００戸ですね。熊本地震の際には旧耐震の１００棟中２８棟が倒壊しているということですから、これを踏まえるとやはり段ボールベッドはもうちょっと必要なのかと思います。

あと、段ボールベッドが重要な理由として、雑魚寝の状態が続くと、床から３０センチメートル以内に漂う埃や粉塵を吸い込みやすくなり感染症のリスクが高まると指摘されています。また、床に近い位置で長時間寝起きすることで、寒さにより体力を消耗しやすい面もあります。

段ボールベッドは、利用すれば床よりも温度が高く保たれ、起き上がる動作もしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防にも一定の効果があるとされています。熊本地震では、ベッドを導入した避難所で血栓の発生率が低下したとの報告もあり、こうした点を踏まえると、本町としても段ボールベッドの導入を積極的に進めていくべきではないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） おっしゃるとおりで、段ボールベッドが多ければ多いほどいいのだろうとは思いますが、実際段ボールベッドを置くとなると結構なスペースも取られますので、そういった部分では実際にどれくらいを置けるのかというのは、これはやはりそうしてみないとなかなか分からないのかなという思いと、

あと、先ほどの感染症の部分でいくと、先ほどちらっとお話ししましたが、屋内用のテントを２００張り用意しております。例えば、そういう弱い方、あるいはちょっと病気になっている方とかというのは、そういうようなテントに移動していただくとかいうようなことで対応させていただきたいと思っています。

相対的に、議員のおっしゃるとおり少ないのではないかなというようにお話しはあるかと思いますが、そういった部分も含めていくと、ある程度の数は今のところ備えてはあるかなと。ただ、今後については再度検討する価値はあるかなというふうに思っております。

○議長（高橋秀樹君） ８番細川勉君。

○８番（細川勉君） 分かりました。今おっしゃった屋内用テントに関連して、恐らくパーティションの整備状況を聞く予定だったのですが、その役割もその屋内テントは果たしているのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） そのとおりでございます。

○議長（高橋秀樹君） ８番細川勉君。

○８番（細川勉君） 屋内テントが２００張りと同じまして、それで、パーティションの整備状況はどのくらいですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、段ボールベッドの間仕切り、これがまさしくパーティションになるのですけれども、これは段ボールベッド５０台に対応して５０個ということになっております。

○議長（高橋秀樹君） ８番細川勉君。

○８番（細川勉君） パーティションやテントを設置することで、他人の視線や騒音からのストレスを軽減し、精神的な負担を和らげることができます。また、睡眠環境

が改善されることで不眠や体力低下を防ぎ、性暴力、盗難などへの防犯上の不安を和らげられることから、避難生活の中で住民の体力と安心感を維持する上で大きな役割を果たすので、もう少し、できれば多く備蓄を望むのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 備蓄計画を見直す際に、その辺りも含めて検討したいというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 次に、要配慮者の避難手段なのですけれども、要配慮者名簿や個別避難計画の整備状況はどうなっていますか。

○議長（高橋秀樹君） 石川こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 現在、制度の名称が変わりまして、以前は災害時要援護者支援制度となっていたのですけれども、要援護者というのが、要配慮者からさらに大きくくりで一般的な高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられているのですけれども、その中で配慮が必要な者を要配慮者と言っています。そこからさらに、要配慮者の中から、自ら避難することが困難な者を名簿で抜き出さないというところで、当町では令和6年10月から避難行動要支援者避難支援制度というのを実施しております。

その避難行動要支援者名簿なのですけれども、身体障害者の1級、2級とか療育手帳のAの判定を受けた者など、いろいろな基準があるのですけれども、その方を抜き出した名簿の人数が今72名となっております。そのうち、個別避難計画の策定をそれぞれその名簿に載っている方をお願いしているのですけれども、現在のところ10名の方が策定しております。72名のうち5名はつくらないということも出していま

すので、72名から5名を引いた方、67名のうち10名が策定しているということで、現在のところ約15%の方が策定しているになっております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 要配慮者というだけにやはり避難が難しいという方々なので、早急に計画は進めたほうがいいと思うのですけれども、例として大分県の別府市では、別府モデルとして、障害当事者が計画づくりに参画し、ケアマネジャーや相談支援専門員が日常のケアプラン作成と一体で個別避難計画を作成する仕組みを整えた結果、高い計画の実施率になっているとのことです。

あと、鳥取県では、ケアマネジャーが個別避難計画を作成した際に独自の報酬を支払う制度を設け、ボランティア頼みではなく正式な業務として位置づけることで、作成スピードが大きく向上し、福祉と防災の連携が強まったそうですが、こういった事例とかも参考にして、その15%を上げるという予定はありますか。

○議長（高橋秀樹君） 石川こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 当町の制度におきましては、この名簿に載っている方への周知を、関係者には7月から、町民の方には11月から広報あしよろに掲載して、本人に対しては12月から通知をしてやっております。

その中で、福祉関係者が携わるケアマネジャーの方もそうなのですけれども、その方には直接その関係者をお願いしまして、今つくっている段階でもあります。12月から始めているものですから、まだ作り始めたばかりというところもありますので、2月、3月とかで今提出が始まっている段階ですので今は15%という段階なのですけれども、これから徐々に上がっていくと思われます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 分かりました。

次に、千島海溝地震では、在宅避難や車中泊も相当数想定されます。トイレや物資配布、情報提供をどのように支えていきますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 災害といわれるものになったら、このどうやって情報を収集、周知するのかという部分はやはり大きな問題になるのかなと思っています。現状、町の公式LINE、あるいは防災無線等を活用して、在宅避難者とか車中泊者に物資配布に関する情報を提供する予定としております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） いろいろ調べてみて私もびっくりしたのですが、車中泊が結構危険なのです。熊本地震では、災害関連死の約200名のうち約3割の59名が車中泊を経験し、入院が必要なエコノミークラス症候群の52名のうち8割が車中泊だったので、車中泊の仕方も防災の点で何らかの周知が必要なのではないかなとは思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 車中泊が全て悪いというふうには私は思っておりませんが、ただ、たまたま小型車で車中泊をされた方が体調を崩したとか、こういうのはちょっとあろうかと思っています。

実際に平成28年の大雨災害のときに、私も避難所の担当をしていたのでいましたが、そのときも、ぜひ中の避難所を御利用くださいと言いましたが、いえ、私たちはいいですよ、車中で過ごさせてもらいますというお話でした。ですから、こちらが車中泊はやめましょうとか、

車中泊は危険ですとはなかなか言いづらいなというふうには思っています。ただ、そのときも、食事の準備ができれば車に連絡しに行って、そちらに持っていくのはなかなか大変なので、食事の準備ができましたと言って中に入ってきていただいて、中で食事していただくというようなことで対応しておりましたので、実際にすごい地震が来たときにそれがそこまでできるかというところ非常に難しいところはあろうかと思いますが、ただ、車中泊をする方も個人の権利といえますか、私の考え方だということになると思いますので、そちらについては十分な配慮をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 車中泊での問題も、何か解決する方法があるらしく、問題は膝を曲げた状態で長時間いることで足のほうに血液がたまって血栓ができてしまうということなので、フルフラットでの就寝とか、1時間に1回車外で運動するようとか、あと、十分な水分補給でこのエコノミークラス症候群は随分数が減らせるみたいなので、車中泊が駄目ですよというのではなくて、車中泊の正しい仕方というのを周知するためにも、何か周知させるための文章とかも配ったほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 今そういうお話を頂きましたので、検討したいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） では次の質問で、学校教育や地域防災訓練で千島海溝地震を題材とした訓練をどの程度実施していますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 学校は学校

で避難訓練をされていると思います。ただ、千島海溝自体を想定した避難訓練というのではなくて、基本的に考える、地震あるいは大雨災害ということで行っているかと思っています。

足寄町としたらどうなのかということですが、足寄町自体としても千島海溝地震に特化した避難訓練の実施はしていません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 地域防災計画で千島海溝がプラスになった中でも、その防災訓練、これはまた別なあれですか、この千島海溝の章に入っているのですけれども、千島海溝地震を想定した訓練というわけではないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） そのほかに対応した訓練となると、年間何回訓練するのだというような話にもなりますので、なかなかそういうような形ではできないかなと思っています。

ただし、令和6年9月に本町としましても巨大地震、震度6強が発生したと想定いたしましたして、避難訓練と災害対策本部の設置訓練を実施しているところです。このような形で、千島海溝地震というよりも、大きな地震が来たときの対応方法あるいは訓練等については、今後も行っていく必要があるかなというふうに思っています。

また、新年度予算ということになりますので、そのときにまた可決になれば実施したいと思っておりますけれども、昨年、総務産業常任委員会の議員の皆さんと熊本県に行かせていただきました。そこでいろいろな話を聞かせていただきました。震度7の地震はどれくらいなのかというのを身をもって感じました。あそこに行かないと本当にすごかったのだなというのはなかなか実感できないかなというふうには思っておりますが、たまたまその中で最後に訪問さ

せていただきました西原村というところがございます。そちらの防災担当の企画課長になりますけれども、その方の話が非常に議員の皆さんあるいは私たち随行させていただいた職員にも非常に大きな示唆を与えてくれておりますので、当然予算が議決になればということになります。来年度その方をお呼びして、町民を対象、あるいは役場職員、議員の皆さんを含めて、実際に体験してみてもどのようなものだったのだろうかということを学んで、そして何が必要なのだろうということを学ぶ機会は令和8年度に実施したいなというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 千島海溝関係のサイトには、その対策について漫画も載っているのです。これの訓練、教育の重要なところは、先発地震とか後発地震とかがあって、この地域防災計画の中の昔の地震という概念ではなくて、先発地震の後に後発地震で大きいのが来るからこうしようという対策もその漫画で、ちょっと今出てこないのですけれども、載っているのですけれども、そういうのも一応周知させておくべきではないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 多分、議員のおっしゃる漫画はこのような漫画かなというふうに思います。

私も調べさせていただいております。熊本もまさしく今その前災、本災ということなので、その西原村の課長に説明していただいた資料の中にも、4月14日にマグニチュード6.5の震度6弱の地震の後、2日後の4月16日の夜中の1時25分にマグニチュード7.3、震度7の地震が来たということです。普通に考えると、今まででいくと大きな地震があったら、余震が来るとは思っていましたが、その後またそれ以上の地震が来るというのは正直言って考

えていなかったというようなお話もされて
いました。

そういった部分では、今、議員が言われたように単発の地震ではないのだというようなことも含めて住民に周知していくということは必要だというふうには考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） では、通告書の③の質問の関連の質問です。

千島海溝地震級の災害が起きた場合、罹災証明書の申請に一度に対応できる件数、職員体制はどの程度ですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 災害の規模等によりその処理能力というのはかなり変動するのではないかなというふうに思いますので、現段階でしたらどれくらい来て、どれくらい対応できるのかというようなことについては、なかなか言及できないかなというふうに思っております。

ただ、大規模地震に限らず大きな災害が発生したときには、なかなか町職員のみでは対応できないのではないかなというふうには認識しております。その際は、ほかの市町村の職員の応援を受けると。これはどここの大きな地震、能登でも、熊本でも、東日本大震災でもそうだったように、全国各地から職員が協力に来ていただいて対応するというようなことになろうかと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 足寄町地域防災計画の26ページに、総務課で罹災証明書にすることが書かれているのですが、これは恐らく千島海溝とかではなくて普通の令和2年の多分以前につくったものだと思うのですが、総務課だけでできるものなのですか、それとも、大規模な災害になって、それで罹災証明の業務が増える場合は、ほかの課が手伝うという形なので

しょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 本当に規模にもよるとは思うのですが、当然、総務課が窓口になるというふうに書いておりますので、総務課が担当したいと思っております。

ただし、災害復興、防災担当も総務課が担当しているということになると、災害復興の動きもしなければならない、災害に遭われた方々の罹災を含めて処理もしなければならない、これは大変だというようなお話を熊本の西原村の課長からお話を頂いております。

どれくらい来られるか分かりませんが、その際には、当然町長、副町長を中心に、多くの声をかけていただいて、全ての課の職員が罹災証明、当然罹災証明発行だけにはならないので、復興支援も含めて全庁を挙げて取り組むことになるというふうに考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 今の追加の質問なのですが、総務課で足りなかったら流動的に増やす、その後にはほかの市町村から応援を呼ぶという形になるのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現在、そういう大規模災害に対応するために、道内全市町村と災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定を締結しております。

ですから、まず道内であれば、北海道全体が全て大災害に遭うということは想定できないかなと思っておりますので、災害に遭っていないところから手伝ってくれる職員を派遣していただくというような形になろうかと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 関連して、その罹災

証明の業務なのですけれども、先ほど熊本地震の調査とかで参考になったことでもいいので、罹災証明書の申請、作成に関する調査員の不足と、調査、交付の時間差、窓口混雑の対策、これは熊本地震で問題となったとなっているのですけれども、これはどのように対策されますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 熊本地震でも、当然あれだけの大地震でしたので、なかなかすぐ対応し切れるということではやはりなかったと思っております。

ただ、現状、先ほども申したように、なかなか規模を想定し切れていない部分もございますので、実際にそうなったときにどうなるのだろうとかという部分で、罹災証明を発行するためのマニュアルとかというのは、正直言って今のところは私たちはまだ作成しておりません。今後はそういうのも必要なというふうに思っています。

また、何度も西原村の課長のお話を例に出してしまいます。多分、課長も今頃くしゃみしているのではないかなというぐらい名前を出していますけれども、課長が復旧のときに初期課題として非常に大切なことということで、やはり罹災証明書の発行は非常に大変だったと。

なぜかというとはやはり職員が不足しているのだと。まずはライフラインを復活するためにどうするのだ、あるいはけがをされた人をどうするとかというほうにまずは行くと。その後に罹災証明書が来るのだけれども、すごい量の人々が当然来るということになります。日常業務の従事と災害対応業務が非常に難しかったので、そういう状況の中で、ただ、派遣職員がいつ来てくれるのか。東日本大震災のときも全国各地から行きました。ただ、足寄町は残念ながらそちらで具体的な業務に当たった職員もあまり多くはありません。ですから、実体験をしていないものですから、先ほども言いま

したけれども、熊本で被災に遭われた方々から実際に私たち職員がそういうことに対応していけるようにしっかりと学んで、今後対応していけないかなと考えております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 罹災証明書の関連ですけれども、熊本地震の教訓を踏まえ、国は調査支援システムの導入やマニュアル整備を進めていますが、本町としては、写真つき申請の活用やITツール導入、あと外部応援職員でも運用できる簡単なマニュアルなどの整備は、現在検討していますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 検討はまだできておりません。必要なことだとは思いますが、なかなかそこまでたどり着いていないのが現状です。今後、防災計画の中も含めて、そういうようなことがやはり必要なことは間違いないと思います。できていけばいいなというふうには思いますけれども、そのような状況になれば検討させていただくということになろうかと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 私も実物は見たことがないので、罹災証明書は、住民によって自分で写真つきのものが、軽度な損壊だと自分でできるというふうに聞いたのですけれども、そうすることで、災害のときに重要なものに人を充てたいけれども、あまり重要ではないところに人を割かれるというのが無駄ではないけれども、もったいないので、この罹災証明書の写真つきの申請の仕方とかというの、何かのために周知するべきではないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 詳細をまだ把握し切れておりませんので、内容を検討

させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 事前復興の件なのですけれども、支援金、応急仮設住宅、応急処理、税や公共料金の減免など、支援制度を一覧化した生活再建ガイドのようなものを事前に作成する考えはありますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現段階ですぐにそこまでたどり着くかということ、ちょっと現実的ではないかなというふうに思っておりますが、必要なものではないかというふうに思っております。内容を含めて防災担当等で検討していくことになるのかと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） チェックリストの内容として、個人向けには本人確認書類とか保険証券のコピー、あと保険の関係で住宅とか家財の写真撮影とか、避難の準備等をチェックリストでレ点とかをつけられるようにしたり、事業者向けには、顧客リストのバックアップ、会計データ、契約書とか、様々なものをチェックリストにしておくことで復旧が早まるというふうに思うのですけれども、多分、普通に生活していたら個人も法人もあまり地震の重要さというのをあまり考えていないと思うので、こういうのを一旦紙ベースでもいいので配ったり、そういうふうにする考えはありませんか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 内容等を十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 先ほどもちょっとお話にあったのですけれども、まだほかの自治体から受援計画、何人受け入れるとかと

いう、そういう絵はまだ全然できていないという形でしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 現状できておりません。実際には近隣の町村ではほぼ同じような被災をしていると思います。ですから、近隣市町村からは来ることはほぼ厳しいのではないかというふうに言われております。

ですから、離れた地区から応援をいただくということです。何人受けるとかいうことはもう全く考えておりません。来ていただけるに越したことはないとは思いますが、現実には、その町も被害に遭っていたり、あるいは日常業務、あるいは職員数が足りないとか、いろいろな問題があるかと思っております。もし来ていただける職員の方々がいらっしゃれば非常にありがたいなと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 事前復興の件でライフライン復旧の件なのですけれども、千島海溝地震の発生の際に、町内の電力、上下水道などが止まってしまった場合、それが長期化した場合は、電気事業者や水道事業者との間でどのように優先的に復旧するかというような、順番とか事前協議はしていますか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 具体的にはしておりません。

熊本の西原村の例でいきますと、実際に起きた後、ライフラインである電気は、北海道では北電、九州であれば九州電力と比較的電力会社が大きいので、意外と電気の復旧は早いです。ただし、水道の復旧がやはり遅れてしまっているというようなことが現実にあると思われます。町内でいくと、現状では水道関連の業者は何業者かありますけれども、その方々も被災をしてい

るということで、被災しながら復旧作業にも当たるというようなことになると、本当に大変ではないかなと思います。

そういうときには皆さんと協力しながら、できる範囲で早期にやっていけるようにしたいと思っています。

具体的に業者とどのようにやっていくとか、どういうふうにするとかというお話は、現状はしておりません。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 調べた感じでは、最初に最優先が命を守る施設、医療、福祉、避難所が最優先らしくて、その後に生活の維持の基盤、浄水場とか商業集積で、最後に一般住宅などが順番になっているらしいのですけれども、このようにできれば、これは場当たりの的になりやすいというふうに、どこかが直ったりというふうになっているのですけれども、ちなみに、質問の予定ではなかったのですけれども、北海道のブラックアウトのときはどうだったのですか。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 議員のおっしゃるとおり、やはり重要箇所というのはあるかと思います。病院、特別養護老人ホーム施設等、そういうところから当然復旧をお願いするというようなことになろうと思っています。当然、行政があれしますので、なるべく場当たりのにならないようにしたいと思っています。

ブラックアウトのときの対応ですけれども、ブラックアウトのときもとにかく北電が動かなければなかなか駄目だったというようなことになっています。足寄町に来る電気網というのが2回線あって、何であそこだけ早くついたのかとかというのを当時も耳にした覚えがありますけれども、仕組みがそういうことになっておりますので、先に復旧するところ、遅くなってしまうところというのは出てきてしまうのかなと思

います。ブラックアウトのときも、まさしくそのような感じで徐々に復旧していったというような形になります。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川勉君。

○8番（細川勉君） 大体用意してきた再質問はほとんど終わったので、今回この質問するに至って、今、東北大学と北大で地震の観測で、既にプレートとプレートが100%固着していて、あとは弾けるだけという段階で、そういう周期も400年だから、それであと、震度6の地震が足寄町で数分間続くという。それで団塊の世代が建てた建物がもう旧耐震や築30年、40年たっている中で、そのような揺れに耐えられるかどうかというので物すごく心配で、今回質問させていただきました。

いろいろとお答えいただいたのですけれども、お金の許す限り、できれば防災の備蓄等、対策をしていただければと思いますけれども、町長はいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 災害のときによく言われるのは自助、共助、公助という具合に言われています。まずは災害が起きたときに一番先に自分の命を守るというのがやはり一番大事なところなのかなというふうに思っています。

特に千島海溝というようなことだけで町としては捉えておりませんので、大きな災害が起きたときというようにところで、地震であったり、大雨であったり、そういったいろいろな災害に対しての備えをどうしていくのかという部分になるのかなというふうに思っています。

そういった意味では、先ほど言いましたけれども、自助、共助、公助、やはり自分たちが自分たちの身を守らなければならないという部分もありますので、そういった部分で住民の皆さんが災害に対する認識といますか、備えというのをやはりまずはそれぞれしていただかなければならないのかなというふうに思っていますし、また、

共助、地域の中でみんなで助け合うという、そういったのも必要になりますし、そういう意味での最後に公助というのが来るのですけれども、やはり役場の職員も一定人数が限られていますので、全ての町民の皆さんたちに等しく助けの手を伸ばすとかというのはなかなか難しい状況なのかなというふうに思っています。

そういった意味では、やはり自助、共助、公助、こういったところを十分に認識していただきながら、住民の皆さんも自分たちの身を守るためにどうしたらいいのかといった備えをしていただかなければならないのかなというふうに感じているところであります。

また、雌阿寒岳は今レベル2にはなっていますけれども、こうやって災害が起きていない、こういう平時にやはりその非常時の準備をしなければならないとよく言われているのですが、なかなかその平時には非常時のことをよく思い浮かばないということがあって、本来は今の何も起きていない時期にきちんと災害の備えをしておかなければならないというふうには思うところでありますけれども、なかなかそういう状況になっていないというところで、今日、こうして質問していただいた中で、いろいろな気づきとかというのにも出てくるのかなというふうに思っているところであります。

全体的にいろいろなものに対して備えをしていくという部分でいくと、それは理想ではありますけれども、なかなかそこにはいろいろな障害もあるといいますか、財政もあったり、いろいろとあるので、やはり計画的にそういう災害に対する備えを進めていかなければならないと考えているところであります。

いろいろな備蓄などもやはりいっぺんにそろえるというのはなかなか難しいですから、一定の備蓄等を、今までもそういう形でやってきていますけれども、計画的に進めていかなければならないと思いますし、

災害の規模によってもどういうものが必要なのかというのでもあるのですけれども、そういったところも十分検討しながら、果たして今の備えで十分なのか、もっと必要な部分はないのか、そういった部分を十分検討しながら、本当に何も起こらないうちに備えられたらいいなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、8番細川勉君の一般質問を終了いたします。

◎ 延会宣告

○議長（高橋秀樹君） 一般質問の途中ではございますが、本日は、これで延会したいと思います。

次回の会議は、3月16日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 2時16分 延会